

---

令和元年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和元年9月20日 (金曜日)

---

**議事日程 (第5号)**

令和元年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第67号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第2 認定第1号 平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第68号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第69号 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第70号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第71号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第72号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第73号 築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第74号 築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第75号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第19 意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)について
- 日程第20 発議第7号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議(案)について  
(追加分)
- 日程第21 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第67号 令和元年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 認定第1号 平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第68号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第69号 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第70号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第71号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第72号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第73号 築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第17 議案第74号 築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第75号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第19 意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について

日程第20 発議第7号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）について  
（追加分）

日程第21 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

**出席議員（14名）**

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	神崎 博子君
税務課長	今富 義昭君	住民課長	吉川 千保君
福祉課長	首藤 裕幸君	産業課長	鍛冶 孝広君

建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	代表監査委員	……………	尾座本雅光君
監査事務局長	……………	横内 秀樹君			

---

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。客足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまより議事に入ります。

---

**日程第1. 議案第67号**

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第67号令和元年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第67号令和元年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、障害者福祉費、児童福祉費の昨年度実績に伴う国・県への返還金、椎田小学校、葛城小学校の修繕工事等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。

塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第67号令和元年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、本補正予算の所管の項目については慎重に審査した結果、荒廃森林再生事業、ふるさと応援基金積立金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第67号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第2. 認定第1号

○議長（武道 修司君） 日程第2、認定第1号平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 認定第1号平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算の所管の項目について慎重に審査した結果、国保会計への繰越金等について反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れ様でした。

塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 認定第1号平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 認定第1号平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

2款1項19目13節計画策定業務委託料99万9,000円は、業者選定支援業務を行うとして福岡県建設業支援センターに委託され、同センターが新庁舎建設要求水準書策定業務を支援いたしております。

そして、2款1項19目13節繰越明許費1億6,600万円を本年度に繰り越しし、新庁舎建設基本計画策定を同センターが支援したと御回答がありました。しかし、新庁舎建設要求水準書を遵守すると明記されている新庁舎建設契約書を無視したような要求水準を満たしていない新

庁舎建設本設計書概要版が9月5日、委員に配付されました。

福岡県建設業支援センターという建設のプロにどのような支援を行っていただき、要求水準書を満たしていない基本設計書を策定したのか、全く理解できません。担当課に基本設計書が要求水準を満たしていないことについて詳しい経緯がわかる資料を要求したところ、紙切れ1枚の回答が届き、理由もなく、単に提出できないとか、契約変更が必要だけれど契約をしていないなど、納得どころか疑義が膨らむ回答でございました。

一般質問でも厚生文教常任委員会での所管外質疑でも基本設計書が遵守すべき要求水準を満たしていないことについて、現時点で要求水準書に明記されている変更手続を実際に行ったのかどうかという質問に対し、根拠に基づく回答は一切ございませんでした。

また、令和3年3月までに全工程の工事が完了するかという質問への御答弁も、根拠に基づいた御回答が全くなく、受注業者を信じて工期を守るよう申し伝えているとの一点張りに、信頼に値しない御回答をいただきました。

今議会会期中に何度も事業スケジュールを議員全員に開示するようにも求めましたが、残念ながら、いまだに開示されておりません。

さらに、同センターに委託した基本設計書は、9月5日の議会全員協議会において、あたかも確定したように説明されました。配付された資料の新庁舎基本設計書概要版には「案」という文字がどこにも明記しておりませんでした。にもかかわらず、この議場での一般質問の御答弁において9月5日、議員に開示された新庁舎建設基本設計書概要版は、実は案だったという驚愕の御答弁をいただきました。この点については議会軽視も甚だしく、憤りを感じます。町行政のかなめである財政課及び町長を初めとする町執行部全体への信頼を失墜しております。甚だ残念ではございますが、以上の理由で2款1項19目13節計画策定業務委託料99万9,000円、同じく繰越明許費1億6,600万円に対し、認定第1号、築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ほかに反対意見、ありますか。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 私も、平成30年度一般会計決算総務費総務管理費新庁舎建設事業について、反対いたします。

この事業費の支出の中には、プロポーザルにおける事業者選定の審査にかかわるミスが含まれています。このプロポーザル方式審査委員会は、町長の「できるだけ税金を使わなくて済む」、そして「最良のものを選びつつっていきいたい」という答弁に反し、提案価格評価100点満点で0点の「できるだけ税金をたくさん使う事業者」、そして一次審査における業務全体の実施体制、

統括代理人の付託及び実績のほうで、配点17点で3点、施工業務の実施体制、現場代理人及び監理技術者の資格及び実績が配点18点で4点しかない最悪のものを選びました。

以上、この審査委員会への支出を含む新庁舎建設事業における決算の認定について、反対をいたします。

○議長（**武道 修司君**） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、認定第1号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） 起立多数です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

### **日程第3. 認定第2号**

### **日程第4. 認定第3号**

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第3、認定第2号平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第4、認定第3号平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第2号から認定第3号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、認定第2号から認定第3号までの委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） **認定第2号**平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

**認定第3号**平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れ様でした。

日程第3、認定第2号平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認

定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ありませんね。これで討論を終わります。

これより、日程第3、認定第2号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第4、認定第3号平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、認定第3号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

#### **日程第5、認定第4号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第5、認定第4号平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算について委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。



○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 認定第4号平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、認定第4号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

**日程第6. 認定第5号**

**日程第7. 認定第6号**

**日程第8. 認定第7号**

**日程第9. 認定第8号**

**日程第10. 認定第9号**

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第6、認定第5号平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、認定第9号平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第9号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、認定第5号から認定第9号まで委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） **認定第5号**平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳

出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

**認定第6号**平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、保険税について反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

**認定第7号**平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

**認定第8号**平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出の決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

**認定第9号**平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出の決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れ様でした。

委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第6、認定第5号平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、認定第5号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第5号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第7、認定第6号平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 平成30年度国民健康保険特別会計決算に反対いたします。

この決算は京築一高い国保税に基づいた決算であり、賛成することはできませんが、平成27年、28年より少ない操出金の中で4,162万4,881円の実質収支額を挙げることができ、この間、苅田町や吉富町、行橋市などが国保税の引き上げを行う中、築上町は国保税を据え置いたこと、そして平成30年第2回臨時会における町長の答弁、そして病気についても早期発見・早期治療と、このようなことを住民の皆さんにお訴えをしながら医療費を極力減らしていくと、このような形でやっていきたい。もし今年度、赤字という形になれば、その時点で一応、今年度の赤字になった分については検討課題でございますけれども、一般会計からも少し繰り入れてもいいかなと、このような気持ちもございまして、さりとて決定はしておりませんが、これはこれで状況の推移を見ながらとの答弁をいただきました。この決算は町長及び職員の皆さんの努力が実ったものであり、大いに評価されるべきものであると考えます。

以上を述べまして、討論とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、認定第6号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） 起立多数です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第8、認定第7号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、認定第7号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第7号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9、認定第8号平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、認定第8号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第10、認定第9号平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、認定第9号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第9号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

**日程第 1 1. 議案第 6 8 号**

**日程第 1 2. 議案第 6 9 号**

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第 1 1、議案第 6 8 号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 1 2、議案第 6 9 号築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 8 号から議案第 6 9 号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第 6 8 号から議案第 6 9 号まで委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） **議案第 6 8 号**築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、働き方改革を推進するための法律により時間外労働の上限規制等が導入されたため、条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

**議案第 6 9 号**築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、現在の一般職非常勤職員が令和 2 年 4 月から施行される会計年度任用職員制度が導入されるため、条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。

委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第 1 1、議案第 6 8 号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第 6 8 号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 6 8 号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号については委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第12、議案第69号築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第69号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号については委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

---

**日程第13. 議案第70号**

**日程第14. 議案第71号**

**日程第15. 議案第72号**

**日程第16. 議案第73号**

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第13、議案第70号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16、議案第73号築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第73号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第70号から議案第73号まで委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） **議案第70号**築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制

定について、本条例は、住民基本台帳法施行令の一部が改正され、印鑑登録について旧氏名の取り扱いの記載ができるようになったため、条例を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

**議案第71号** 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、旧蔵内邸の各部屋等に施設使用料を設けるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

**議案第72号** 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、給水開始手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

**議案第73号** 築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定について、本条例は、旧県営築城団地が廃止されたため、条例を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れ様でした。

日程第13、議案第70号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第70号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第71号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これですべての討論を終わります。

これより、議案第71号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第72号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これですべての討論を終わります。

これより、議案第72号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第73号築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これですべての討論を終わります。

これより、議案第73号について採決を行います。



本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第74号

○議長（**武道 修司君**） 日程第17、議案第74号築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案に対して委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第74号築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、椎田駅北口駅前広場整備事業に伴い、現在の名称・位置等を変更するため、本条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れ様でした。

委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第74号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第74号については委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### 日程第18. 議案第75号

○議長（**武道 修司君**） 日程第18、議案第75号消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本所管分について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第75号消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本条例所管分の項目について慎重に審議した結果、消費税増税について反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第75号消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本条例所管分の項目について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今回の消費税増税は、暮らしも景気も壊すものです。8%への増税が行われてから4年半、消費は冷え込んだままです。年間の家計消費は1世帯当たり約25万円も減りました。1世帯当たり毎月2万円以上買い物をしなくなったのです。

新聞報道などによりますと、大手牛丼チェーンすき家は、主力商品の並盛について本体価格を値下げするそうです。また、福岡市ロイヤルホールディングス傘下の天井てんやも、主力商品については、増税後も店内飲食と持ち帰りの税込み価格をそろえる店内飲食の増税2%分は自社負担となるなどと報道されています。大手でもこんな対応をとっています。

築上町で商売をされている個人商店など、値上げができないお店は2%の消費税を自分で負担しなければならないのです。そんな中、消費税を払わなくてもよい築上町が増額分を値上げすることは、今本当に生活が苦しいとおっしゃっておられる町民の皆さんの生活を苦しめることになります。特に、ごみ袋など毎日の生活に欠かせない必需品の値上げは、満額に届かない国民年金、月3万円、4万円の生活保護水準に届かない年金で暮らしている単身高齢者の方の生活を直撃します。安易に値上げすべきではないと思います。

以上を申し上げ、反対の討論とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第75号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） 起立多数です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第19. 意見書第1号

○議長（武道 修司君） 日程第19、意見書第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、意見書第1号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。意見書第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第20. 発議第7号

○議長（武道 修司君） 日程第20、発議第7号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、発議第7号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第21. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第21、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、選挙後、初めての定例会、5日から開催させていただきました16日間、精力的に審議をしていただき、認定・議案については全て認定・決算をいただきました。また、議案も全て御承認をいただきまして、ありがとうございます。早速、可決いただいたものについては実行に移していきたいと、このように考えておるところでございます。

なお、少し心配があります。台風が来ております。今晚からもう雨が降り、そして23日まで多分、雨が続くんじゃないかということで、あした3つの小学校、小原・葛城・下城井で運動会を控えております。それと築城保育所の運動会も控えております。築城保育所については、B&Gの体育館で雨天のときは行うという予定でございます。小学校はもう運動場ということで非常に心配されております。多分、学校の判断で一応、延期になるのではなかろうかなと、このように考えられるところでございます。

そして、いろんな行事もまた、あすは伝法寺の白い彼岸花、いろいろ9月から11月にかけて行事がございますので、議員の皆さんもできるだけ御参加をいただきたいと思います。

そしてまた、気候も非常にしのぎやすくなりましたので、議員の皆さん、活動を一心にやっ

いただきながら町政運営という形で御協力をお願いし、またいろんな意見もいただければ幸いに思うところがございますので、よろしく願いいたしまして御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） これで、令和元年第3回築上町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

午前10時42分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員